

明治二八年の東京感化院

——渋谷村羽澤における運営と感化教育——

古宇田 亮 修

はじめに

明治一八年一〇月に高瀬真卿によって開設された感化院は、池上感化院（明治一六年六月開設）に続き、日本で二番目の開設に当たすが、継続的運営に成功したものとしては日本で最初の施設といえよう。この感化院は、私立予備感化院（明治一八年一〇～一二月）、神宮教院感化院（明治一九年一～六月）という初期の名称変遷を経て、東京感化院（明治一九年一〇月～大正一三年五月）という名称で三〇年以上の長きに渡り感化事業をおこなった。当院については、東京感化院の活動を継承した社会福祉法人錦華学院（東京都練馬区小竹町、現在は児童養護施設）に多量の一次史料群が保管されており、その全容解明が俟たれている。当研究所では二〇〇四年以来、これら一次史料の調査・研究を共同研究としておこなっており、二〇〇五～〇七年度においては、課題名「感化院事業の社会的研究」で、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究資金を得て研究を遂行してきた。本稿もその一成果であり、研究員の諸氏より種々のご教示を頂いたことを厚く御礼申し上げる次第である。

まず、当院の所在地について確認しておこう。

①東京府本郷区湯島両門町一二 称仰院内、現・文京区湯島四丁目で上野・不忍池沿い池之端東天紅の裏手

〔所在時期 明治一八年（一八八五）一〇月～明治二二年七月〕

②東京市本郷駒込曙町一三 旧古河藩邸借地、現・文京区本駒込二丁目辺り

〔所在時期 明治二二年（一八八九）八月～明治二六年一月〕

③東京府南豊島郡渋谷村元下渋谷南豊島御料地内字羽澤、現・渋谷区広尾三丁目七番地、東京女学館

〔所在時期 明治二六年（一八九三）一月～大正一三年（一九二三）七月〕

このように東京感化院は、渋谷においておよそ三〇年にわたり、感化事業を継続してきた。そこで、本稿では、渋谷村羽澤における運営と感化教育の実態を解明するために、明治二八年（一八九五）の東京感化院に限定して、収集史料の分析結果を報告したい。明治二八年に限定したのは、東京感化院は明治二六年一月三〇日に院生を馬車三台に乗せて曙町から渋谷に移転したが、翌年明治二七年度の日誌史料としては「明治廿七年 監督所日誌」の一冊しか披見しえず、運営を見るための史料としては不十分であるからである。¹⁾

分析に用いた主要史料を以下に列挙する。

①「明治廿八年 日誌簿 東京感化院々司」記載者・岡西閑亭（錦華学院所蔵、『東京感化院関係史料集（2）』所収）

②「明治廿八年八月起 日記 幼年家族」記載者・小林紫峯カ（同右）

③「院司考課録 明治廿八年度」記載者・岡西閑亭（錦華学院所蔵、後掲）

- ④ 「明治廿八年 監督所考課録」 記載者・白井草里（錦華学院所蔵、後掲）
- ⑤ 「明治廿七年一月改 品行表章 家族等級簿 監督所」（錦華学院所蔵）
- ⑥ 「養花部報告書綴」（全八丁、錦華学院所蔵）
- ⑦ 須藤欣二編・脚註「高瀬真卿日記抄（一）」（二〇）（『日本古書通信』、第二八七〜三〇六号、昭和四三年三月〜四四年一〇月、以下「日記抄」と省略）
- ⑧ 『感化志叢』第一号、明治二六年七月発行、発行兼編輯者高瀬恭介（成田山仏教図書館所蔵）
- ⑨ 『東京感化院雑記』第一〜一一号、明治二七年二月〜明治三一年五月、発行兼編輯者高瀬恭介、発行所東京感化院院司（国会図書館所蔵）。

一、明治二八年の運営実態

（一）明治二八年の運営体制

まず始めに、この年の運営に当った職員の体制から述べることとする。この年四月段階の職員名とその給料は「明治廿八年四月 役員手当、雇給」という和紙一枚の史料（記載者・岡西閑亭、錦華学院所蔵）に明らかである。以下に全文を掲載する（なお、元院生の氏名はイニシャルとした）。

明治廿八年四月 役員手当、雇給

一金三十拾円

院長

高瀬真卿

一、明治28年の運営実態

一金拾三円	掌事兼教部	岡西閑亭
一金拾弍円	教部	白井草里
一金五円	同	高瀬臯村
一金五円		渡井夢南
一金八円	族長	河村淡江
一金七円	同	高山樹堂
一金六円六拾銭	副族長	小林紫峯
一金六円	同心得書記補	羽太正道
一金六円	副族長心得	渡部二松
一金六円	同	TT
小計金百四円		
一金五円	雇	永山権右衛門
一金三円	同	同 テツ
一金貳円	洗濯婦	林 フサ
一金壹円五拾銭	使丁	菰田恒三郎
一金壹円五拾銭	同	阿部政吉
小計金拾三円		

合計金百拾七円六十銭

これによれば、明治二八年四月は、院長を含めた職員が一一名、その他に使用人五名の計一六人で運営されていたことがわかる。また、史料①によれば、二月一八日より、塗七宝の工業を開始し、授業手に香取幸七、助手に保坂巳之助を採用している。ただし、保坂巳之助は、史料①によれば、「卒中風症」により翌三月二八日に亡くなっている⁽²⁾。同じく史料①によれば、三月二〇日以来、工業部主任として近藤奏水が勤務していることが知られる。以下に、これらの職員について判明している事実を述べておく。

岡西閑亭

岡西閑亭(繁三郎)は、「高瀬真卿日記抄」(三一年一〇月二八日)によれば、一八五〇年(嘉永三)六月一七日生れであり、明治二八年正月時点で四四歳であった。「高瀬真卿日記抄」によれば、高瀬は、明治一六年一〇月六日に日本橋小伝馬町に店を借りて太平堂という書店を開いたが、秦野文二郎という製本師の推薦により、岡西に番頭を任せていたことが確かめられる。高瀬にとって、岡西はそれ以来の腹心の部下であり、東京感化院の事務所に相当する院司において、掌事(事務長に相当する)という要職を任せていた。

白井草里

白井草里(知三郎)は、千葉感化院の設立に携わった人物であり、明治二三年七月二四日、「千葉県書記兼看守長」の肩書きで、東京感化院を参観している。また、明治二五年六月時点で、千葉感化院慈善会監事を務めていた⁽⁴⁾。白井は明治二六年八月一五日、東京感化院慈善会の書記となり、月額七円を支給されている⁽⁵⁾。翌明治二七年五月二八

日、東京感化院の視察（教部待遇）を委嘱され、月一〇円支給されている。⁽⁶⁾史料④によれば、明治二八年は、監督所長を務めている。明治三〇年一月五日、東京感化院を依願退職をしている。

高瀬紹卿

高瀬紹卿（幼名・恭介、号・皐村）は、高瀬真卿の長男（明治七年一月一四日生れ⁽⁷⁾）であり、後に東京感化院の第二代院長を務めた人物である。「高瀬真卿日記抄」によれば、明治二六年一月二六日、恭介の実名を紹卿とし、号を菊亭から皐村と改めたことを記す。明治二八年当時、院内では号の皐村と呼ばれていたが、明治三一年五月九日以降は、院内でも紹卿を通名とした。

渡井夢南

渡井夢南（量蔵）^(わたい)は、一般には「観風新聞」（明治一〇年五月〜一〇月）の創刊者として知られている。高瀬は、その半生記『羽皐半面録』において、明治八年の秋、渡井氏の紹介で、甲府日々新聞社に入社し、まもなく編集長となったことを記している。明治二八年のこの年、渡井は、教部として週に三回（月・水・金）来院し、講義を行っている。渡井には漢文に関する著作があり、⁽⁸⁾東京感化院でも漢字、漢文を教えていたと考えられる。

河村淡江

河村淡江（前）は、「高瀬真卿日記抄」（三一年一〇月二八日）によれば、一八五一年（嘉永四）六月一七日生れであり、明治二八年正月時点で四三歳であった。明治二三年一月四日に、家族長見習を委嘱され、東京感化院での勤務を開始した。明治二八年の肩書きは族長（少年家族）である。

高山樹堂

高山は、「高瀬真卿日記抄」(三一年一〇月二八日)によれば、一八四四年(弘化元)一月二〇日生れであり、明治二八年正月時点で五〇歳であった。明治二七年六月一四日、視察補を委嘱され、日給二〇銭を支給されている。⁽⁹⁾高山は明治二八年一月九日、副族長を委嘱されている。二月一日、族長(幼年家族)を委嘱され、月額七円を支給されている。また、五月一日の院務改革により、書記補兼務を委嘱されている。

小林紫峯

小林は、明治二八年二月一日、副族長(幼年家族)を委嘱され、日給二二銭を支給されている。

羽太正道

羽太はこの年の始めから、書記補兼副族長心得を務めていたが、五月一日の院務改革により解雇されている。

渡部二松

渡部は、この年の始めから、副族長心得を務めていたが、六月二三日、病気により辞表を提出し、翌二四日、その旨が承認された。

TT

TTは、この年の一月二七日、副族長心得を委嘱され、日給二〇銭を支給されていたが、五月一日の院務改革により解雇されている。

寺島観水

寺島観水(席之助)は、族長補欠として、六月二六日より見習として採用され、見張所に勤務している。翌明治二九年二月三日、副族長を依願退職している。

近藤奏水

近藤奏水（東之助）は、高瀬真卿の妻である栄の弟であり、感化院設立の際から高瀬を助けて感化事業にたずさわっている。⁽¹⁰⁾ 明治二三年四月、東京感化院を退職するに当り、名誉書記を委嘱され、東京感化院の顧問となった。明治二八年三月二〇日、工業部の主任を委嘱され、塗七宝、封筒製造、養花販売という三種の工業の総責任者を務めている。

(二) この年の来院者について

史料①は、東京感化院院司（事務所に相当する）の記録であり、完全ではないにしても、この年の主な来院者を知ることができる。東京感化院の表門を入れて少し進むと、右手に院司の大きな廂が見え、正面に克化殿が見える。⁽¹¹⁾ 来院者は、まずこの院司で受付をしてから、目的の用件を果たすことになる。例えば、院生の関係者が院生に面会を求めて来た場合は、その事情を院司で聞いてから、面会の許可が出されることになる。関係者との面会は、院生の感化にとって有害な場合もあるから、許可が出ずに帰される場合もある。もちろん院生との面会が許された場合でも、これは職員立会のもとで行われる。また、「克化殿参観証」を持参して見学に来た人には、克化殿だけを参観させる。さらには、院長に面会を求めてきた場合も、院長宅に案内するか否かは、院司においてそれを判断することになる。このような判断は、感化院の運営全般や院生の感化教育とも関係するため、単なる事務員では担当できないので、明治二八年当時高瀬と一〇年以上の親交があり、東京感化院の運営と感化教育に精通している岡西閑亭が掌事としてこの任に当たっている。岡西は、職員の任免等という運営面でも、あるいは昇等式等の感化教育の面でも高瀬院長の代理

を務めており、このことから掌事という役職は事実上の副院長格と考えられる。⁽¹²⁾

次に、この年の来院者について判明した事実を述べる。

秋山与次郎⁽¹³⁾

史料①によれば、この年、一三回来院している。また代人が一回、来院している。二月二八日、秋山は院長と面会后、工業所を参観している。また五月二日には、授業手・香取幸七と工業の件について協議している。また翌年二月六日には新たに落成した工業所を参観しに来院している。ただし、高瀬との面談の内容、目的については史料①からは伺うことができない。⁽¹⁴⁾ また、秋山が「日記抄」に最初に現れるのは、明治二七年七月四日である。また、「日記抄」によれば、秋山は明治二九年にも高瀬と度々面会しており、翌明治三〇年七月には、高瀬が主唱して設立した東京学資保管株式会社の監査役に就任している。秋山は日本で六番目の私立銀行である久次米銀行（材木商も兼ねる）⁽¹⁵⁾ 東京支店の第三代支店長を勤めており、明治三二年六月二五日には、経営破綻した久次米銀行の整理担当者として、社員総会にて取締役に就任している。⁽¹⁶⁾

多久信太郎

史料①によれば、この年、二二回来院している。そのうち、九回院長と面会したという記載がある。多久は、久次米銀行の社員である。⁽¹⁷⁾ 次の記載により、多久は工業の設置になんらかの形で関係していたことが伺われる。

「工業設置ノ件ニ関シ久次米商店代人多久某外一名来院、院長及岡西掌事、白井監督所長面会、工業設計上ノ協議ヲナス」（二月二七日）

多久は、翌明治二九年の二月七日の工業所新築落成式にも参加している。

塩田勘六（一八六〇（万延九）～一九二〇（大正九））

史料①によれば、この年に二〇回来院している。このうち、院長と面会したという記述は四回ある。また一〇月三十一日には、岡西は院用を帯び、熱田にいる塩田勘六方へ出張している。秋永芳郎の記述によれば、塩田の主な履歴は以下の通りである。すなわち、徳島県那賀郡今津村の出身で、明治一〇年三月に上京、久次米商店・東京支店に奉公。同二二年七月には、深川支店角材部主任となる。同二九年三月三日独立のため退店。独立後は、深川西永町一番地に開店。その貯木場の広さは千五百坪あり、月に当時の金で一万円内外の商売をしていたという。また、取引先は宮内省をはじめ、鉄道院（国鉄の前身）、東京市庁など官庁方面が多かったといわれる。『東京感化院雑記』第二号、（明治二七年六月発行）には、感化院慈善会の終身会員として、金五十円即納という記載がある。

史料①によれば、東京感化院に来た物件として、以下の記載がある。

二月四日「慈善会規則請求二付」

三月四日「材木代受取証及当座預金証持参ス」

また、六月二九日の来院は、御下賜金継続報告の祝宴に参加する為であった。当然の事ではあるが、高瀬との面談の内容については、秋山の場合と同じく史料①が言及することはない。

乙黒直方

乙黒は三月五日と一八日に来院している。乙黒は元「峡中新報」社員で、明治二二年二月に「峡中日報」を創刊、後衆議院議員を務める。なお「日記抄」に最初に登場するのは明治二五年八月九日である。

坪井善四郎

千葉感化院副院長を務めていた坪井は、この年、三月六日と二月二日に来院している。三月の際は、白井草里（知三郎）と面談し、一二月の際は、院長と面談している。

早瀬義質

早瀬は史料①（六月二十九日）によれば、御料局に属する役人であり、この年三回来院している。

「早瀬義質氏来院、真竹松下ノ儀ニ付院長へ伝言アリ」（二月五日）

「早瀬義質氏来院、藪地拝借料上納方申談アリ、依テ同氏へ金七円本年分ヲ交付シ上納方ヲ依頼ス」

（七月六日）

六月二十九日に開かれた御下賜金継続の報告祭典にも出席している。

日辻保五郎

日辻は、この年、二月二〇日、五月三日の二回来院しており、五月の来院は次のように記載されている。

「日辻保五郎来院、授業部ノ件ニ付院長ニ面会ヲ請ヒシモ不在ニ付岡西掌事面会ス」（五月三日）

日辻が「日記抄」に最初に現れるのは、明治三十二年一月二五日であり、明治三十九年四月六日の「日記抄」には、

「日辻保五郎来る。茨城放免人保護会社設立の見込あり云々の話也」という記載がある。

荏原えはら為法

荏原は医師であり、史料①によれば、この年の一月二五日以降、六〇回程度、回診に訪れており。疥癬、感冒、歯痛、胃痛といった疾病の治療を行っている。

土田卯三郎、山中漸吉

土田は医師であり、明治二六年、二七年には定期的に回診に訪れている。⁽²⁰⁾ 明治二八年は、史料①によれば、一月に六回、回診に訪れているが、以下の記述のように、一月二四日を最後に回診を止めている。山中もまた、土田の代診を務めているので、医師と推測される。

「土田医員ハ現時患者モ概ネ快方ニ赴キタルヲ以テ回診ノ方見合ノ旨昨廿三日郵便ヲ以テ通牒ス、右ニ付院内出張ノ代診山中漸吉氏へ今朝其旨ヲ口達シ、且ツ薬局引払方ヲ通達ス」(一月二四日)

「山中漸吉並ニ土田車夫来院、従来備付薬剤及ヒ器具等引取り退院ス」(一月二五日)、

「山中漸吉来院、薬価請求ニ付昨年十一月残額及同十二月分相渡ス」(二月四日)

これによれば、かれらは備付け薬剤・器具等を院に委託して、使用分の代価を受け取っていたようである。

高久芳次郎

高久は大工の棟梁であり、この年の感化院の建築・修繕を一手に引き受けていることが史料①の次の記載から伺われる。

「大工高久芳次郎ニ命シ役宅二戸新築設計及ヒ製図ヲ為サシム」(一月一八日)

「去十八日ヨリ家族寮渡廊腰羽目並ニ田楽庇取付方大工高久芳次郎ニ命シ着手セシム」(五月二一日)

「門番所建築ノ際台所ヲ附セサリシ処、今回自炊者(小使森山亀三郎夫妻)ヲ差置クニ付、高久芳次郎ニ命シ同所へ一間半二三尺ノ葺卸シノ勝手ヲ増築スルコトナレリ」(七月二五日)

「大工棟梁高久芳次郎ニ幼年家族戸棚並ニ手焙箱等修繕方ヲ命シ本日ヨリ着手セシム」(十一月九日)

「院長及ヒ白井教部、岡西掌事、大工高久芳次郎立会工業所建築地ヲ撰定ス」(十二月三日)

「工業所新築工事ヲ大工棟梁高久芳次郎ニ命ス、右用材ハ久次米出張店ニ注文申付本日悉皆着荷セリ」(二月八日)

「大工職高久芳次郎以下諸職工へ印半纏ヲ与フ」(二月二十六日)

伊東勝之

伊東は久次米銀行員であり、史料①によれば、この年八二回来院して、出納事務(現金の取扱い)をおこなっている。二月一九日には、「今後正金方出張ハ水曜、土曜オヨビ毎月末日卜定メル」という記載がある。

佐野 尚

大日本監獄協会設立者である佐野⁽²²⁾は、二月一八日来院している。その目的は「本年六月伊太利国フロレンス府ニ於テ開設セラル、幼児保護万国会議へ加盟セラレタキ旨其筋ノ内意有之趣ニ付、入会承諾ノ旨ヲ」⁽²³⁾得るためであった。また、四月二一日に院で開催された春季園遊会にも招待され、監獄課長他三名とともに参加している。

望月金鳳

望月金鳳は日本画家であり、⁽²⁴⁾この年、院には訪れていないが、史料①には、院生を金鳳宅に通わせ、絵を習わせている記述がある。これによれば、三月五日には貞而と時中は金鳳宅に行くことを許され、その後、時中は、三月一日から、四回金鳳宅に絵を習いに通っており、五月一三日には、晴れて「准改良証書」を与えられ、三等にて退院している。また、前年、明治二十七年七月四日の「日記抄」にも「望月金鳳にいたる。講堂奥の襖の件也」という記述があり、この時、高瀬はおそらく克化殿の襖絵を金鳳に依頼しに訪れたものと推測される。

(三) この年の収支と工業について

史料③によれば、東京感化院の事務、すなわち会計、庶務、慈善会等は、すべて院司の担当であった。史料③には、この年の収支は久次米銀行の精算が終了していないため、正確な数字は出せないとしながらも、岡西閑亭による概算が記載されている。それによれば、経常収入である家族入院料は一、九二〇円、寄付及雑収入は八二三円、合計二、七四三円が収入である。これに対して支出は、経常分が三、三四〇円、臨時分が三八〇円、新築費が一、九六三円、合計、五、六八三円とされる。すなわち、収支は二、九四〇円の赤字である。この処理について、岡西は「此金額ハ別ニ院長ヨリ受入ノ金員及ヒ臨時借入金ヲ以テ支弁ス」と述べている。新築費の内容としては、前年度からの継続事業として院長役宅、職員役宅を竣工し、工業所が建築中であるとされる。したがって、明治二八年度は、移転後の建築作業が終了しておらず、経営的には依然として安定していなかったことが伺われる。史料③には、それに対する方策として三つが述べられている。一つは、女子院生の受け入れであり、女子部の建築を設計中につき翌年度には起工予定としてしている。第二に、前年度から継続として、慈善会の義捐金募集状を各地方銀行・諸会社に発送しており、東京市内には、書記を派遣して支援を募っていることが述べられている。第三に、養花部を開設し、院内で栽培した観賞用植物の定期販売、活花行商を開始した旨が述べられている。史料①に記載される養花の記述は次の二点のみである。

「草花栽培ノ件ニ付山本藤助外一名ヲ召喚シ院長面談セラル」(二月一九日)

「近藤奏水来院、養花部ノ件ニ付岡西掌事ト共ニ院長宅ヘ出頭ス」(七月一五日)

また、⑥「養花部報告書類綴」によれば、五月より養花販売を開始したことが確認できる。その収支は、五月は、売上金が一円四〇銭、花仕入金が七七銭、六月は、売上金が四円六一銭、花仕入金が二円二六銭、七月は、売上金が

七円二銭、花仕入金が三円四一銭五厘、配達人日当二七日分が五円一〇銭であった。また、この報告書類の中で、明治二八年三月から六月に費やした養花部の経費を岡西は以下のようにまとめている。

養花部経費調書〔岡西印〕 自廿七年三月、至同六月

一金四円六拾銭	荷車一輛新調代
一金五拾銭	右車税金及人足賃
一金壹円貳拾銭	配達用籠新調代
一金拾貳円三拾三銭	紹介状印刷費
一金四円七拾銭	広告、領収証印刷費
一金壹円七拾銭八厘	注文申込はかき印刷費
一金貳円五拾銭	桜拾本、山吹拾三本代
一金貳円七拾銭	椿拾五本代
一金壹円六拾貳銭	梅六本代
一金四円八拾銭	植木職手間金拾六人分
一金四円貳拾銭	花師日当十四日分
一金壹円九拾五銭	新聞社、十三社へ花贈呈代
一金三拾五銭	養花部印判壹個代

一金八拾銭	同	印半纏新調代
一金五円九拾五銭	運動費（四月ヨリ六月マテ）	車代
一金貳円九拾銭	同	交際上の経費
一金三円七拾七銭	活花仕入代	
一金貳拾八円五拾八銭	掛員へ前貸金（三月ヨリ六月廿日マテ）	
合計金八拾五円拾五銭八厘		

これによれば、三ヶ月間の売上金一三円三銭に比較しても、養花販売立上げのための諸費用が相当にかかっていることがわかる。なお、この年、八月以降の養花販売の記録は現在のところ見つからない。

『東京感化院雑記』第四号（明治二八年四月二日発行）には、次の記載があり、二月一八日より三つの工場を開いた旨が述べられる。

○授業部

家族生の授業は普通学の外和歌、農業など僅に一二に過ぎざりしがことし二月十八日より新たに養花、封筒、七宝、の三工場を開く、おの／＼授業手を置いて習練せしめ、已に封筒の如きは頗る上達して外務省、宮内省、有栖川宮等の御注文を受けるに至る、また塗七宝も存外の結果にて已に製造なりしものは風鎮、巻煙草入、婦人裝飾品根掛、^{ねかけ}緒^{おじめ}、小盆等にしてなか／＼精巧のものなり、要するに彼等は不器用なる者にあらず、また養花部は園

内に於てさまざまの草木を培養し、その花を特約ある方々へ販売するものにて委細は追て広告いたし委曲を御報いたすべし。

このうち塗七宝については、史料①に次の記載があり、『東京感化院雑記』の記事が裏付けられる。

「家族寮へ攻業場ヲ設ケ、授業手香取幸七、助手保坂巳之助へ托シ、本日ヨリ塗七宝製造ノ業務ニ就カシメ、給養生及半給養生拾名ヲ撰抜シ工業ヲ伝習セシム」(二月一八日)

封筒製造については、史料①に、二月二五日より開始したとの記述がある。史料②は幼年家族の行動のみを記載するものであるが、これによれば、八月二六日〜九月二七日までは、平日は午後から四時または四時半まで封筒製造と塗七宝のグループに分けて従事されており、九月二八日以降は、塗七宝に従事させていたことが判明した。この他、史料①における封筒製造に関する記述には以下のものがあり、宮内省に封筒の注文取付を得ようとしていたことが伺える。

「近藤東之助氏ハ名誉書記ノ資格ヲ以テ今般工業部主任タルノ内命アリ、本日封筒注文ノ件ニ付宮内省調度局へ出頭セリ」(三月二〇日)

また史料②において、教育上の観点から注目される記述としては、少年家族生である信好は九月一六日より幼年家族に移されているが、一〇月四日からは午前中から塗七宝に従事していることである。他の幼年生は、午前中は学問の時間に当てられたのに対し、信好はよほど塗七宝が好きであったと見え、午前八時半より午後四時または四時半まで連日この作業に従事することが特別に許されている。

二、明治二八年の感化教育

(一) この年の院生と感化教育について

史料⑤「明治廿七年一月改 品行表章 家族等級簿 監督所」は、院生の昇等記録であり、明治二八年に在籍した大部分の院生の記録が存在する（ただし、入院日と退院日については、記載がない場合もある）。これを中心に日誌史料も照合することによって、明治二八年の院生を一覧表にしたのが、〈表1〉である。

〈表1〉によって判明した事実としては、第一にこの年の院生の数である。すなわち、延べ人数は四九人であり、一月八日時点の在院者は二九名であり、一月二八日時点の在院者は三六名であることが判明した。また、この年の退院者は一三名であり、入院者が二〇名である。ただし、これを史料④に載せられた「統計表」と比較するとずれ（ここには「退院者一七名、入院者二二名」とある）が生じるので、史料⑤には、入院してすぐに退院した人などの記録が存在しない可能性が考えられる。

昇等式は、月に一回もしくは二回の頻度で開かれ、この年一九回実施されている。昇等の速度は、速い人を見れば、一年で六等昇等することもあるが、一年で一等しか昇等しない人もいるというように個人差が激しい。また、通常は⁽²⁵⁾ 一等級ずつ昇等するが、礼心という院生は、「近頃改悛ノ状著明ナルヲ以テ」二等昇等している（一〇月八日）。既に前年度に一等に昇進している先思は、当然この年の昇等はないが、八月九日には賞状が送られており、賞状がこのような場合の奨励の手段として用いられたことが伺われる。また、無断外出（日誌では「脱院」と記載）等の規則違反により、一等級もしくは二等、降等させられる場合もある。

これらの昇等が決められるのは、応接所にて開かれる昇等会議においてであり、これの出席者は、一例を挙げれば、八月二十九日は、院長、白井草里教部、高瀬紹卿教部、河村淡江族長、小林紫峯副族長であった。

〔表1〕から読み取れることは、等級と退院日時は直結しているわけではないことである。一等になっても先思のように何年も在籍する場合もあれば、逆に四等や五等でも退院が認められる場合もある。また、明らかに等級が低いのに、依頼人の都合により退院させる場合は、未感化生とみなされ、日誌等には「情願退院」と記載される。この他、入院直後から二回脱院を遂げた性近という院生は、八月七日に依頼人より、再入院依頼を請願されたが、感化の見込なしとしてこれを断っている。⁽²⁶⁾

史料①と〔表1〕からの分析によれば、この年一三人の退院者のうち、実に七名が情願退院⁽²⁷⁾、二名が無見込退院である。他方、感化教育による成果が認められて退院した例を挙げれば、五月一三日に退院式を行った、貞而(二等)と時中(三等)に対しては、「准改良証書」を授与して退院させている。また、有終は一二月二五日の退院に際して二等に昇等させているので、改良が認められて退院したと考えることができよう。⁽²⁸⁾ この他、この年、新たに一等に昇等したものはいないし、また「改良証書」を授与されて退院した院生もいない。⁽²⁹⁾ これらの証書が出されず、情願退院とも記載されないケース(例えば、信則(五等)、友直(十等))があるが、感化教育の成果があったか否かを判断するには、退院の事情を個別にみていく必要がある。信則の場合は、一二等から五等まで七等昇等した後に就職志願のため退院しているから、改良退院者に含めることができよう。友直の場合は、十等で無断帰宅のまま「従軍人夫志願」のためやむなく退院を認めているので、感化教育の成果がはっきりと認められるとは言えないであろう。以上を整理すると、この年の一三人の退院者のうち、九名が未感化生(うち二名が看護の為の情願退院)、四名が感化生

二、明治28年の感化教育

8/9	9/2	10/8	10/20	11/7	11/25	12/28	備考
賞状							M 27/6/11 一等。M 32/9/19 稲村と改名
							M 29/2/24 四等に降等。29/7/26 三等に昇等
							M 28/5/13 二等にて退院
二							M 29/1/24 試験帰宅中、賞与せらる
							M 28/5/13 三等にて退院。帰郷後、上京。10/7 家塾。12/26 帰郷
							M 33/12 一等にて在籍
							M 30/4/10 退院
					二		M 29/11/13 家塾生となる
							M 28/2/9 六等に降等。3/30 五等にて退院
	四	退院					M 28/3/20 幼年家族長子心得。M 28/9/2 四等にて情願退院
		三				退院	M 28/5/13 分房長子心得。11/22 長子。12/25 二等に昇等し退院
	五						M 30/8/8 退院
							M 28/2/9 八等に降等
							M 28/5/3 七等にて情願退院
							M 28/2/9 九等に降等。2/21 無見込退院
	六						M 30/4/4 三等にて試験帰宅
		五			退院		M 28/2/9 九等に降等。M 28/11/14 情願退院
	八						M 29/12/8 授業手・横尾方へ移す
七							M 31/7/30 四等にて退院
	五						M 29/8/5 五等に降等
	退院						M 28/8/14 九等にて看護のため情願退院
七			退院				M 28/10/16 七等にて看護のため情願退院
		五					M 28/2/7 少年家族長子心得。6/13 殿守。11/22 長子。
							M 28/6/28 七等にて情願退院
							M 28/2/11 無断帰宅。従軍人夫志願の為、退院を認める
	七						M 28/12/26 長子心得。M 31/8/5 教導団へ入団
				八			M 29/6/4 七等にて情願退院
	十						
							M 28/3/18 脱院。5/7 帰院。5/12 脱院。8/7 再入院依頼、許否
	十					九	M 30/1/30 六等にて退院
	十					九	M 34/4/9 長子
	十						M 30/2/26 五等にて情願退院
		十					M 30/1/19 六等にて退院
		十					M 31/11/30 退院。M 32/5/16 再入院
		九					M 29/5/14 無見込退院を命ず
十一						十	M 32/2/7 三等にて退院
十一							
十一							M 30/4/5 八等にて未感化退院
	入院			十一			M 29/1/24 十等
	入院	十一				十	M 30/12/30 四等にて退院
	入院			十一			M 32/12/23 二等にて出院。M 34/5/26 再入院
		入院			十一		
		入院				十一	M 29/11/16 九等にて養父死亡につき情願退院
		入院				十一	M 31/12/1 五等にて退院
		入院					M 29/11/14 七等
			入院				M 30/12/4 転地療養の為、小原へ行く
						入院	M 32/3/31 八等にて退院

明治28年の東京感化院

<表1>東京感化院 明治28年在院者昇等記録
 (表中の漢数字は等。号称を太枠で囲んだ院生は、この年の改良退院者)
 昇等式日付

	号 称	入院年月日	1/8	1/19	2/10	2/21	3/18	4/1	4/24	5/14	6/7	6/22	7/24	8/2
1	先思	M 23/4以前(?)												
2	仁奎	M 23/6以前(?)					二							
3	貞而	M 26/7以前(?)					二			退院				
4	得之	M 26/7以前(?)					三							
5	時中	M26/7以前(?)				四			三	退院				
6	不忍	M 26/7以前(?)					五							四
7	思明	M 26/7以前(?)					五							
8	則正	M 26/8/17					四					三		
9	信則	M 26/10/21					五	退院						
10	齊省	M 26/12/16			六					五				
11	有終	M 26/12/28			六			五				四		
12	正恭	M 27/2/24		七					六					
13	久敬	M 27/3/8		七										
14	誠存	M 27/4/15					七			退院				
15	敬則	M 27/5/3		八		退院								
16	從善	M 27/5/16		八						七				
17	全交	M27/7/3		八			八		七			六		
18	有常	M 27/7/4			十					九				
19	有定	M 27/4/16					八							
20	近信	M 27/7/29	九											
21	復言	M 27/9/3再	七						六					
22	篤敬	M 27/10/24				十一			十		九			
23	用道	M 27(?)	九											
24	正容	M 27(?)		九					八					
25	智円	M 27(?)	十			九		八		七			六	
26	行恭	M 27(?)	十				九		八			七	退院	
27	友直	M 27(?)		十		退院								
28	敬順	M 27(?)			十			九			八			
29	学知	M 27(?)			十					九				
30	信好	M 28/3					入院				十一			
31	性近	M 28/3					入院			脱院のまま退院				
32	求之	M 28/4/4							入院			十一		
33	何言	M 28/4/9							入院			十一		
34	不驕	M 28/4/28								入院		十一		
35	直易	M 28/5/7								入院			十一	
36	合宜	M 28/5/17									入院		十一	
37	礼心	M 28/6/1									入院		十一	
38	誠道	M 28/6/5									入院			
39	自得	M 28/6/17										入院		
40	以静	M 28/7/5												入院
41	寛容	M 28/8/13												
42	求道	M28/8/14												
43	心静	M 28/8/16												
44	厚載	M 28/9/8												
45	恒敬	M 28/10/2												
46	有得	M 28/10/4												
47	修教	M 28/10/6												
48	達道	M 28/10/18												
49	博厚	M 28/12/1												

(改良生) ということになる。

院生たちの共同生活の単位である「家族」の構成は、幼年家族(八〜一二歳)として松、桜の二家族、少年家族(一三〜一六歳)として桐、桃の二家族、この他に中年生(一七〜一九歳)が独居している分房家族(一〇室からなる)があり、合わせて五家族となる⁽³⁰⁾。また、院生は等級によって、高等家族(一〜四等)、待遇家族(五〜七等)、平家族(八等以下)の三つに分けられ、儀式の席次等の待遇が変えられていた。⁽³¹⁾ この年の八月二十九日には、規則変更がなされ、一〜三等を高等家族とし、四〜七等を待遇家族とするように変更された。五月一九日には、長子と高等家族のみ、茶話会に招待され、茶菓の接待を受けている。待遇家族の特典としては、一月二七日に院長宅に招待され、茶菓の接待を受けたことが挙げられる。

次に、家族内の役付の任免についての記述をみることにする。

「二月八日 桃の長子信則、桐の長子心得久敬何れも其職を免ぜられ、十等家族智円少年家族長子心得を命ぜらる⁽³²⁾」

三月二〇日「本日辞令左ニ

六等家族 斉省 幼年家族長子心得ヲ命ス」(「明治廿八年 日誌簿」)

「五月十三日 八等家族智円分房長子を、五等家族有終桐家族長子を命ぜらる

五月廿八日 七等家族全交桃家族長子を命ぜらる

六月十三日 七等家族智円克化殿殿守を命ぜらる⁽³³⁾」

一一月二二日「有終、智円ノ両長子心得ハ本日長子ヲ命ゼラル」(「明治廿八年 日誌簿」)

一二月二六日「七等家族敬順ハ本日長子心得ヲ命セラル」(同右)

二月八日に信則、久敬が役付を解かれたのは、両者は前日二月七日に全交、敬則と共に四人で共謀して無断外出をおこなったことによる(二月八日帰院)。また、五月一三日に新たに分房長子が任命されたのは、前年から長子を務めていた貞而が、同日退院したことに伴う処置であると考えられる。また、六月一三日に智円に任命された「克化殿守」という役付は、この年の任命者は一人であり、儀式を執り行う克化殿の管理・掃除を担当する名誉的役付であった。⁽³⁴⁾

長子になると長子慰労会に参加する資格を得る。すなわち、この年は次のように七回の長子慰労会が開かれ、長子に茶菓の接待を受けさせている。

一月三日(木)、午後三時より、岡西掌事役宅にて。

三月一五日(金)、岡西掌事役宅にて。

四月一八日(木)、正午より、澗泉亭にて。

六月二日(水)、午後一時半より、院長宅にて。

八月一六日(金)、午後二時より、院長宅にて。

九月二七日(金)、午前十時より、白井教部役宅にて。

一二月五日(木)、院長宅にて。

次に院生を奨励するもう一つの手段である、賞与についてみておこう。賞与には、銀賞、賞状、攻業勉励、臨時賞与の四つがあり、史料④によれば、この年の合計で、銀賞一回、賞状四回、攻業勉励四〇回、臨時賞与一〇回が与え

られている。このうち、銀賞とは、一二月二八日に智円に与えた「紫綬紅葉牌」と考えられる（銀メダルか）。その他、賞与で物が与えられることは少ないが、六月二八日には、正容に半紙五折が、八月九日には、臨時賞与として思明に菓子一折が与えられており、一二月二八日には、則正に鶏卵一折が与えられている。また、攻業勉勵の四〇回は多いようであるが、四月二四日、九月二日、一二月二八日の三回に与えられた総数であるから、院生にとっては、一人につき最高でも三回にすぎない。

(二) その他の行事について

その他、院生の関わった行事、レクリエーションに関する記録を以下に列挙し、この年の感化教育の全体像を捉えるための参考に付すこととする。

三月三十一日(日)には、潮干狩りが行われ、午前九時半出発して、品川の海辺に赴いている。

四月三日(水)には、院生の創設になる体育会において、茶話会を催し、余興として福引、講談其他の遊戯が催された。これに職員が招待され、職員一同より金一円が院生に寄贈されている。

四月二一日(日)には、春季園遊会が催され、午前は、院生の園遊会、午後は職員と関係者の園遊会であった。院生には、稲荷寿司、団子、田楽(串焼)を供せられ、雑菓子、吹矢取りの店を楽しむことを許された。この他、余興として相撲が催され、また、夕方には幻灯を予定していたが、幻灯師・鶴淵初蔵⁽³⁵⁾の都合によりこれを中止したことが記されている。

五月一日(水)には、故山路家族長七年祭が執行され、九時半から一一時まで関係物故者の追悼式が行われた。午

後二時から、その余興として三遊亭円花を招いて落語が行われた。

六月十五日（土）には、大祭典が執行され、職員一同より菓子料として金一円が院生に寄贈された。夜に入って、鶴淵初藏の寄付になる幻灯を克化殿で開催し、両陛下尊影を始めとして「勇壮なる征清図画」数十種を写している。

六月二十九日（土）には、御下賜金継続報告の大祭典が九時から一〇時まで執行された。午後一時から、余興として放牛舎桃水の講談ならびに三遊亭円花の落語が開催され、院生が聴聞した。同日五時より潤泉亭で祝宴が催され、職員ならびに招待客がこれに参加している。

八月三十一日（土）には、運動会を開催し、午前八時出発、汽車に乗って角筈熊野十二社（現・新宿中央公園内）に赴いている。

九月十五日（日）には、月次祭典が執行された後、秋季園遊会（登高遊）を催され、午前一〇時半頃より各家族を後園に出し自由遊戯を許し、潤泉亭で昼食をとらせ、午後には萩の餅三個と枝豆を与えている（午後四時まで遊ばせる）。

九月二三日（月）は、秋季皇霊祭（彼岸の中日）にあたり、院生全員に五目寿司を与えている。

一〇月七日（月）には、創立記念祭を執行されている。正午より放牛舎桃水の講談ならびに三遊亭円花の落語が催され、院生が聴聞している。この日、各院生には昼飯に赤飯と別菜が供せられ、また、職員の寄贈になる蒸菓子が与えられている。

十一月三日（日）には、放牛舎桃水の講談が催されている。

十一月十七日（日）には、「少年家族は池上方面へ遠足、幼年家族は遊就館に赴き戦利品を縦覧」させている。

おわりに

以上、明治二八年の東京感化院の運営と感化教育について、一次史料を中心として解明し得た点について述べてきた。以下に、特に注目される事実を列挙してまとめたい。

①東京感化院の事務所に相当する院司には、掌事として岡西閑亭が勤務しており、来院者との面会から経理にいたるまで運営実務を司っていた。

②東京感化院は、渋谷村羽澤に移って一年余りを経過した明治二八年初頭でも建築作業が進行中であり、これらの建築経費がかさんだことにより、この年の収支は大幅な赤字であった。

③この年初頭の在院数は二九名であり、年末の在院数は三六名であった。また、この年の退院者は一三名であり、入院者が二〇名である。退院者のうち、九名は情願退院（未感化生）であり、四名が改良退院（感化生）であった。すなわち、退院の理由は依頼者の都合によるものが最も多く、等級は感化の目安として重要視されながらも、それが必ずしも退院の日時と直結するわけではないことが判明した。

④監督所長・白井草里の報告（史料④、統計表）によれば、無断外出（脱院）のべ人数は、二一人（このうち一六名が婦院）³⁶であり、これは前年の五一人と比較すると三〇人の大幅減である。このことは、渋谷における感化教育（の方法）が安定し、一定の成果を挙げ始めたことに由来すると推測される。

⑤工業（実科指導）として、この年の二月から、塗七宝、封筒製造、養花販売を始めた。

⑥現金精算については、久次米銀行（兼材木商）に一任しており、塩田勘六、秋山与次郎、多久信太郎という久次米

銀行関係者の来院も多かった。

⑦ 院内行事として、園遊会、講談、落語、幻灯、福引、相撲などが行われた。

⑧ 院外行事は計三回行われ、一回目は潮干狩りとして品川へ趣き、また二回目は汽車で新宿・熊野神社に趣き、三回目には少年家族を池上方面に趣かせ、また幼年家族を遊就館へ趣かせている。

(当研究所主任研究員)

註

(1) 本稿の大半を完成後、追加史料として以下の史料に披見する機会を得た。「明治廿五年一月 日誌簿」「明治廿六年 日誌簿 東京感化院事務所」「明治廿七年 日誌簿 東京感化院院司」。したがって、本稿ではこれらの史料については部分的な使用にとどめた。

(2) 「授業手補保坂巳之助ハ今朝卒中風症ニ罹リ治療中ナルモ午後二至リ危篤ニ陥リタル旨通知ニ付、白井、岡西両教部見舞ノ為メ香取幸七方へ出張ス、(中略) 授業手補保坂巳之助ハ養生不叶午後三時五十分死去ノ旨授業手香取幸七ヨリ届出アリ(以下省略)」

(3) 大友惟誠編輯『成田学園五十年史』一九三六年、二六三頁。

(4) 「千葉感化院基本金義捐名簿」(『長谷川仏教文化研究所年報』第二九号、二〇〇五、一八四〜一八六頁所収)。

(5) 「明治廿六年 日誌簿 東京感化院事務所」。

(6) 「明治廿七年 日誌簿 東京感化院院司」。

- (7) 「寄留換届」(錦華学院所蔵)。
- (8) 『古文孝経略解』徴古堂、一八八二。『小学読本字引』温故堂、一八八二。等の著作がある。
- (9) 「明治廿七年 日誌簿 東京感化院院司」。
- (10) 「東京感化院役員略伝」(『東京感化院関係史料集(1)』、一七頁所収) 参照。
- (11) 「東京感化院略図」参照(『東京感化院関係史料集(2)』、vii頁所収)。また、『東京感化院月報』第三号(明治三四年五月発行、錦華学院所蔵)の表紙に、表門と、院司・克化殿の外観をおさめた二枚の挿絵が掲載されている。
- (12) 岡西は東京感化院の表門を入れてすぐ右の「掌事役宅」に住んでいる。前註参照。
- (13) 岡西は、史料①において、三回「秋山与四郎」と記載しているが、ここでは同一人物と考えた。
- (14) 「高瀬真卿日記抄」には、断片的ではあるが、多少の記述があるので参照されたい。
- (15) 秋永芳郎『江戸東京 木場の歴史』新人物往来社、一九七五年、二五頁。
- (16) 『読売新聞』明治三二年六月二八日、朝刊、三面。
- (17) 同名の玄洋社員(大正七年三月六日没)との同定は不明(石瀧豊美『玄洋社発掘—もうひとつの自由民権(増補版)』、西日本新聞社、一九九七、索引参照)。明治二九年の「日記抄」には、高瀬が二月二二日に頭山満と面会した記録があるが、これに多久が関係していたかも不明。
- (18) 秋永芳郎、前掲書、八八〜九八頁。因みに塩田が「日記抄」に現れるのは、明治二七年二月八日からである。
- (19) 史料①には「江原」とも表記される。
- (20) 著書に以下がある。『青年時代の男女』(最新衛生叢書第二巻) 広文堂、一九一一年。『安眠術』實業之日本社、一九一五年。
- (21) 「明治廿六年七月改 視察所日記」「明治廿七年 監督所日誌」(『東京感化院関係史料集(2)』所収)を参照。

- (22) 佐野の略歴は以下を参照。『更生保護史の人びと』、日本更生保護協会、一九九九年、一二〇～一二六頁。
- (23) 史料①、二月一九日。
- (24) 一八四六～一九一五。内務省官吏を経て、明治二三年に職を辞し、画業に専念する。とくに動物画に秀でた。後、日本美術協会会員・文展審査員。金井確資『日本美術家列伝』一九〇二ならびに川島正太郎『現今名家書画鑑』一九〇二参照。
- (25) 智円(25)はこの年、一一等から五等に昇等。
- (26) 「然ルニ同人ハ自宅へ再応忍ヒ入り窃盗ノ所為アリテ既ニ警察署へ留置セラル、コト一再ニ止マラス到底感化ノ見込ナキヲ以テ之ヲ謝絶セリ」(史料①、八月七日)。
- (27) 齊省、誠存、全交、篤敬、正容、行恭、学知。
- (28) 史料①には「准改良証書」を授与した等の記述はないが、史料④における統計表には「准改良」に数えられているようである。
- (29) このことから解することは昇等の基準は厳格であり、また、そうすることによって一等等の価値を高める効果を図ったものと考えられる。
- (30) 『東京感化院入院手続(規則摘要)』(明治二七年二月改正)。ただし、『東京感化院入院規則』(明治二九年六月改正)では、「中生」という呼称は廃止され、少年生に含められている。
- (31) 史料①の五月一日分参照。
- (32) 『東京感化院雑記』第四号、六頁。
- (33) 『東京感化院雑記』第五号、七頁。
- (34) 『明治三三年 日誌』(五月二日)、『東京感化院関係史料集(4)』所収参照。

- (35) 一八四六～一九〇九。国産幻灯機開発者。浅草で鶴淵幻灯舗を開業。著書に『写真独習案内』一八八九。
- (36) この数字は、岡西の記載になる史料①の記載とも一致するので、信頼性は高いと考えられる。

△史料③▽

院司考課録 明治廿八年度

本年度ニ於テ院司カ主トシテ処理セシ事務ノ大要ハ庶務、會計、慈善會、等ノ事項及諸般ノ雜件ニシテ總テ憲章ノ規定ノ裁定指揮ヲ仰キテ之ヲ処理ス、今其各部ニ就テ概略ヲ列記セハ左ノ如シ

庶務ハ即チ總体ニ関スル諸般ノ雜務ニシテ、家族生入出ノ件、文書往復ノ件、家族所持品入出ノ件、用度ノ件、其他日常ノ雜件等ナリトス

會計ハ即チ金錢出納ノ事ヲ管理シ、入院料及寄付金收納ノ件、經常費、臨時費支出ノ件、收支予算編成ノ件、同上決算報告ノ件、等ナリトス

本年二月ヨリ現金取扱方ヲ久次米銀行ニ委託シ、毎週二回同行員出張之ヲ担任ス、而シテ本年度ノ收支ハ未タ精算ヲ經サルヲ以テ爰ニ決算表ヲ掲タル能ハスト雖モ仮リニ概算ヲ以テスレハ經常收入家族入院料大

凡金壹千九百貳拾円、寄付及雜収大凡金八百貳拾三元、合計金貳千七百四拾三元ナリトス、支出ハ經常部金三千三百四拾円、臨時部金三百八拾円、新築費金壹千九百六拾三元、合計金五千六百八拾三元トス、是ヲ收入金ニ對比スルトキハ実ニ金貳千九百四拾円ノ不足ヲ見ル、此金額ハ別ニ院長ヨリ受入ノ金員及ヒ臨時借入金ヲ以テ支弁ス

帝室御下賜金ハ昨廿七年度ニテ五ヶ年間満限ノ処、本年六月畏クモ 特旨ヲ以テ尚向三ヶ年間年金三百円御下賜ノ恩命ヲ蒙リ感泣ノ至ニ堪ヘス、此レ単ニ感化事業ノ社会ニ実益アルニ因ルト雖モ亦院長閣下カ至誠以テ斯業ニ精勵セラル、ノ結果タルヲ信ス、公私ノ為メ謹テ之ヲ慶賀シ尚ホ将来ノ隆盛ヲ祈希ス

新築工事ハ前年度ヨリ繼續事業トシテ第一号院長役宅、第三号職員役宅ヲ竣工シ工業所ハ現ニ工事中ナリトス、而シテ女子部ハ目下設計中ニ属スルヲ以テ来年度ニ於テ起工予定ナリトス

慈善會ノ事務ハ昨年度ヨリ引続キ各地方銀行諸会社

料 史

へ書状ヲ発シ義捐金ヲ勸募シ東京市内ハ書記ヲ派出シテ會員募集ノ事ニ從ハシム、又養花部ニ於テ栽培ノ華卉特約販売ノ業ヲ起シ定期配達ノ注文ヲ受ルノ道ヲ開キ日々配達人ヲ以テ活花行商ヲナサシム

右院司庶務ノ大略謹テ具申候也

明治廿八年十二月廿八日
院司長掌事兼教部 岡西閑亭（印）

東京感化院長 高瀬真卿殿

△史料④▽

明治廿八年監督所考課録

本年一月以降本院家族生ノ管理上ニ付最モ便宜ヲ与ヘタル重ナルモノハ乃チ二月十八日ヲ以テ攻業ヲ開始シタル事及ヒ教部並ニ家族長ノ役宅新築工成リ三

月三十日ヲ以テ草里及ヒ河村家族長ノ移住セシ事是ナリ、其他院中行事ニ定ムルモノヲ除キ左ニ掲クル雜事ハ時ニ利害アルモ皆家族生管理上ニ關係アルヲ以テ之ヲ序列シ乃参考ニ供ス

家族副長其他ノ職員ヲ委嘱セラレシ者 四人
同辭任又ハ院務ノ都合ニ依リ

同増給セラレシ者 四人
解任セラレシ者 三人

職務ノ懈怠ニ依リ過怠料ヲ徴サレシ者 十一人
長子心得ヲ命セラレシ者 四人

長子ニ昇任セラレシ者 二人
殿守ヲ命セラレシ者 一人

克化殿又ハ学校ニ於テ講談ヲ開キシ度数 六回
參觀者 十二人

菓子其他ノ寄付 廿五回
長子慰勞会ヲ開カレシコト 六回

親戚訪問ヲ許サレシ者 五人
单身外出ヲ許サレシ者 十三人

看護其他ニテ一時帰宅ヲ許サレシ者 九人

郊外散歩ヲ許サレシコト 十四回

構内散歩同上 十六回

奨励ノ為メ臨時監督所ヨリ賞与セシ者 十八人

高等生慰勞ノ為メ茶菓ヲ給セラレシ事 二回

待遇生同上 一回

依頼主其他へ面会ヲ許サレシ者 六十三人

発信ヲ許サレシ者 二十三人

来信ヲ下付セシ者 二十二回

個人的ニ訓諭セシ者 百五十六人

右ノ外園遊会役員追悼会乃下賜金継続奉告祭創立紀念祭遷宮紀念祭等ニハ毎時余興ヲ催サレ或ハ茶菓ヲ給セラル、等家族ヲ奨励スルノ道楽シリ尽セリト云フモ敢テ過言ニアラサルヘシ、此他職員ヲ奨励スルノ法モ亦他ニ多ク其比ヲ見サルモノアリ、之レ実ニ別表掲クルカ如ク感化上ノ大害タル脱院生ノ昨年ニ比シ五十九名ヲ減少セシメ受戒者モ亦五十二名ヲ減シタル所以ナランカ而シテ増ノ部ニ於テハ准退院生一

名受賞者六名ヲ増スニ至リシ等皆前記奨励ノ道其宜シキヲ得タルノ結果ニシテ事業上最モ賀スヘキノ徴ナリ、草里固ヨリ其任ニアラスト雖モ上ハ閣下ノ高論ヲ仰キ下ハ族長以下ノ補助ヲ得以テ奮励努力セハ明年ニ於イテ一層賀スヘキノ統計ヲ見ンコト期シテ俟ツヘキノミ、茲ニ謹テ本年ノ考課録ヲ作り以テ具状スルコト斯ノ如シ誠惶頓首

監督所長

明治廿八年十二月廿八日

教部 白井 草里

東京感化院長 高瀬真卿殿

史料

明治廿八年度 東京感化院生徒患者月表

一月中	四十二人
二月中	八人
三月中	九人
四月中	十二人
五月中	七人
六月中	九人
七月中	五人
八月中	十七人
九月中	二十人
十月中	九人
十一月中	四人
十二月中	十七人
一合計百五拾九人	

〔次頁「明治廿八年 統計表」に続く〕

別 目		明治廿八年 自一月 至十二月												計	較比年前 増		
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月				
種	入	〇	〇	二	三	二	三	一	〇	一	五	一	一	一	一	二二	〇
	院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	式正	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
退	准	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	願情	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	一
院	邊見無	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	計	〇	三	一	三	二	〇	〇	〇	一	一	一	一	一	一	七	〇
院	遂巴	〇	九	四	〇	二	二	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇
	未復	〇	六	二	〇	一	二	二	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	八	〇
院	重	〇	四	一	〇	一	二	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇
	輕	〇	一	〇	〇	一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七	〇
院	他	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	計	〇	五	一	〇	二	二	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇
院	等	二一	八	一	二一	五	四	二	〇	一	七	〇	〇	〇	〇	一	〇
	昇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇
院	章銀	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇
	狀賞	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	〇
院	受賞者	〇	〇	〇	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	勵勉業攻	〇	〇	〇	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
院	時	一	一	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
	計	一	一	〇	七	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
院	患者	四二	八	九	二二	七	九	五	一七	三	二一	〇	〇	〇	〇	一五	〇
	計	四二	八	九	二二	七	九	五	一七	三	二一	〇	〇	〇	〇	一五	〇

「明治廿八年監督所考課録」(記載者・白井草里、錦華学院所蔵)より